法規的告示

○経済産業省告示第百七十一号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月二十日から施行する。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

主要電気工作物	主設備
一　水力発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置（容量が二十キロワットアワーを超えるものに限り、専ら非常用のものを除く。以下次号から第七号まで及び第九号において同じ。）	電力貯蔵装置
二　火力発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
三　燃料電池発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
四　太陽電池発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

改正前

主要電気工作物	主設備
一　水力発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　火力発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
三　燃料電池発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
四　太陽電池発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）